

小中学校就学指定校の変更及び区域外就学について（概要）

泉佐野市教育委員会では、学校教育法施行令第8条及び第9条の規定に基づき、保護者からの申請に基づき、下表の要件に該当する場合には、別に定める通学区域に応じて指定される小学校又は中学校の変更及び区域外就学を許可する場合があります。

- 指定校変更・・・泉佐野市に住む児童生徒に対して、通学区域以外の泉佐野市立小・中学校への通学を認める制度
- 区域外就学・・・泉佐野市以外の市町村に住む児童生徒に対して、泉佐野市立小・中学校への通学を認める制度

	要 件	該当学年	許可期間	許可条件（個別）
1	転居による場合	小学校 1～5 年	学期末まで	通学上及び指導上支障のない場合に限る
		小学校 6 年	卒業まで	
		中学校 1, 2 年	学期末まで	
		中学校 3 年	卒業まで	
2	住民票を異動したが、実際の異動が遅れる場合	小中学校全学年	引越しの日まで	
3	異動予定がある場合（新築・改築中の場合）	小中学校全学年	引越し予定日の属する学期の初めから	
4	身体的事由による場合	小中学校全学年	通院等の事由が存する期間	
5	自営業のため営業所在地で就学させる場合	小学校全学年	事由の存する期間	児童の放課後等配慮を要する場合に限る
6	両親共働きのため祖父母等の家から就学させる場合	小学校全学年	事由の存する期間	
7	地理的理由による場合	小学校 1 年	卒業まで	別掲 1 参照
8	外国人の就学指定校変更の場合	小中学校全学年	事由の存する期間	受入体制の整った学校への就学 同じ言語を使用する児童生徒のいる学校への就学
9	いじめ、不登校等の解消を目的とする場合	小中学校全学年	卒業まで	別掲 2 参照
10	調整区域に住所がある場合	小学校 1 年 中学校 1 年	卒業まで	

11	その他家庭の特別な事情 又は教育的配慮から教育 委員会がやむを得ないと 認める場合	小中学校全学年	必要と認めた期間	
12	小規模特認校による場合	小学校全学年	卒業まで	転入学の場合は、年度 当初からの転入学に 限る

別掲

1 条件

- (1) 新入学児童に限る。
- (2) 希望校が受入可能校である場合で、受入予定人数内に限る。(受入可能校及び受入人数については毎年教育委員会において決定する。)
- (3) 指定校より希望校が明らかに近距離にある場合
- (4) 児童の通学に対する負担の面などから総合的に判断する。
- (5) 中学校については、保護者の希望により希望校の校区の中学校に引き続き就学することができる。ただし、複数の中学校が対象となる場合は自宅より直近の学校とする。
- (6) 毎年度締め切り期日までに申請を行うこと。(締め切り期日については、毎年度教育委員会が決定する。)

2 原則として下記の手続きをする。

- (1) 保護者の申し出の内容について、在籍校校長に事実関係を照会する。
- (2) 事実関係調査及び教育相談の結果に基づいて、転学の可否を検討する。
- (3) 転学せざるを得ないと判断された場合、在籍校長から保護者の転学希望校の校長に対し、事実説明並びに受入の打診をする。
- (4) 受入の内諾を受けた後に、必要に応じて転学希望校の校長による面談を設定する。
- (5) 在籍校校長、受入校校長の連携のもと、転入学の手続きを行う。